令和６年度第１回　大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会

　議事要旨

日　時：令和７年３月26日(水)　15:00から16:05まで

場　所：大阪府西大阪治水事務所　対面・Web会議形式併用

出席者：里深委員（会長）・江種委員・高浪委員（web参加）・水谷委員（web参加）

計４名

まとめ

|  |
| --- |
| ■会長の選任について　・里深委員が会長に選任された。■大正内港（福町堀）におけるダイオキシン類等汚染底質対策について　・底質の暫定除去基準を超過するPCB汚染底質について、浄化対策方法及び工事実施中並びに処分先における環境監視方法が了承された。■木津川運河におけるダイオキシン類汚染底質対策について　・3,000 pg-TEQ/gを超過するダイオキシン類汚染底質について、浄化対策方法及び工事実施中の環境監視方法が了承された。 |

〔以下、○委員　◎会長　●事務局〕

概　要

（１）大正内港（福町堀）におけるダイオキシン類等汚染底質対策について

●（資料に基づき、事務局より説明）

（主な意見）

〇最終処分地である夢洲の沈殿池にたまった沈砂は一部PCBが吸着したのではとのことであるが、今後どのように対応する予定か。（江種委員）

●当該沈殿池は夢洲全体からの排水を受けているところであり、沈砂については必要に応じて、夢洲の管理の中で適切に対応する。なお、本浄化対策工事の袋詰脱水処理工程内の排水処理としては、沈殿槽を設置して基準値以下となった排水のみを夢洲１区に排水しており、沈殿槽内の沈砂は別途適切に処分している。

○余水吐きからPCBが検出された際の原因として、水が濁っていたとのことであるが、今後濁度を測定するなど検討されているか。（高浪委員）

●余水吐きの排水について濁度を常時監視している。PCBの確認された際は水の濁りが確認されたが、他の時間帯の濁度は基準内で問題ないため、一時的な水の濁りによるものと判断している。なお、袋詰脱水した１区から余水吐きのある２区への放流水や、余水吐き付近の海域でもPCB、SS等を測定しており、いずれも問題無い結果であったことも確認している。

○工事実施箇所での環境監視について、平成29年度に基準超過を確認しているがその際の対応状況は如何か。（水谷委員）

●1回目の測定の際に基準超過を確認し、超過が継続していないことを確認するため再度測定を実施した。この時は工事終了間近であったため工事の中断等の措置は実施しなかったが、今後基準超過が確認された場合は必要に応じて工事を中断し、原因究明のうえで工事再開するようにする。

◎ダイオキシン類の調査結果が確定するまでは時間がかかるとのことであり、そのため濁度を代替指標としているとのことであるが、濁度が監視基準を超過した場合の対応方針は如何か。（里深会長）

●濁度が監視基準を超過した場合は、工事業者に連絡をおこなって必要に応じて工事の進捗を遅らせたり、中断するなどの措置を講じている。

（２）木津川運河におけるダイオキシン類汚染底質対策について

●（資料に基づき、事務局より説明）

（主な意見）

〇令和４年度と令和５年度の工事は同じ地点Bであるが、違う箇所を浚渫したのか。

　　　（江種委員）

●対策費用が多額にのぼることもあり、単年度で1つの区画の対策が完了しない場合は、複数年に分けて上流側から浚渫を実施している。

○令和５年度の基準超過について、再測定は実施しなかったのか。（江種委員）

●工事期間が短期間であったことから、再測定は実施できなかった。

○令和５年度の基準超過について、原因も考察されており、また今後の対策についても適切

に示されているため、特に問題ないと考える。（高浪委員）

◎高濃度の部分の今後の工事の予定は如何か。（里深会長）

●国庫補助を充当しながら工事を進めており、予算が付くことが前提であるが令和7年度で終了させる計画。いずれにしても高濃度の部分は予算が付き次第確実に終了させていきたい。

◎以上の審議を通してこれらの汚染対策について適切であると判断し、了承することといたします。

一般傍聴からの発言受付

　　発言なし